

**令和6年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
【報酬算定に係る留意事項等について】**

訪問系サービス 編

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

令和7年2月

明石市福祉局生活支援室障害福祉課

目次

【令和6年度報酬改定について】

1. 各種加算について

- ・ 特定事業所加算について P.3
- ・ 特定事業所加算要件一覧表（居宅介護・同行援護・行動援護） P.5
- ・ 特定事業所加算要件一覧表（重度訪問介護） P.10
- ・ 特定事業所加算(体制要件) P.13
- ・ 特定事業所加算(人材要件) P.28
- ・ 特定事業所加算(重度障害者対応要件) P.34

2. その他

- ・ 居宅介護サービス提供責任者要件について P.38
- ・ 通院等介助の対象要件の見直しについて P.39

1. 各種加算について

特定事業所加算

【 対象サービス 】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

加算区分（Ⅰ～Ⅳ）に応じた体制・人材・重度障害者対応要件を全て満たす場合に算定できる加算です。

留意点

- 特定事業所加算は、良質な人材の確保とサービスの質の向上に取り組む事業所が、条件に応じて取得できる加算です。報酬告示等で定められた要件を全て満たしていなければ算定することはできません。
- 厚生労働省から出ている報酬告示及び留意事項通知の内容を十分に確認してください。
- 加算の届出以降も、**全ての要件を満たしている必要があります**、継続して要件を満たしていない場合は加算を算定することができません。
- 算定要件を満たさなくなった場合には、速やかに加算の変更又は終了の届出を提出してください。
- **算定要件を満たさない事実が発生した日が属する月の翌月分から算定を行うことができません。**

《厚労省Q&A 一部抜粋》

平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL.1) 問2-2

- 加算取得の届出後についても、常に要件を満たしている必要がある。要件に該当しないことが判明すれば、その時点で廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとする。

1. 各種加算について

特定事業所加算

報酬告示に規定する加算割合（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 共通）

特定事業所加算(Ⅰ)…所定単位の20/100加算

特定事業所加算(Ⅱ)…所定単位の10/100加算

特定事業所加算(Ⅲ)…所定単位の10/100加算

特定事業所加算(Ⅳ)…所定単位の5/100加算（重度訪問介護除く）

1. 各種加算について

特定事業所加算

≪体制要件≫ (対象：居宅介護・同行援護・行動援護)

番号	算定要件（概要）	I	II	III	IV	詳細
①ア	従業者ごとに研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。	○	○	○	—	P.13
①イ	サービス提供責任者ごとに研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。	—	—	—	○	P.14
②	従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的に行っている。	○	○	○	○	P.15
③	サービス提供責任者と従業者との間の情報伝達及び報告体制を確保している。	○	○	○	○	P.18 ～ P.20
④	全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に行っている。	○	○	○	○	P.23
⑤	緊急時等における対応方法を利用者に明示している。	○	○	○	○	P.24

1. 各種加算について

特定事業所加算

≪体制要件≫ (対象：居宅介護・同行援護・行動援護)

番号	算定要件（概要）	I	II	III	IV	詳細
⑥	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。	○	○	○	○	P. 25
⑦	サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けている。 ※1	○	○	○	○	P. 26

※1 行動援護のみ。令和6年3月31日時点で特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置あり。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《人材要件》 (対象：居宅介護・同行援護・行動援護)

番号	算定要件（概要）	I	II	III	IV	詳細
⑧	有資格者等の割合に関する要件を満たしている。	○	● ※2	—	—	P.28 ～ P.29
⑨	サービス提供責任者の実務経験に関する要件を満たしている。	○	● ※3	—	—	P.30 ～ P.31
⑩ア	複数のサービス提供責任者の配置が必要な場合、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置している。	○	● ※3	—	—	P.32
⑩イ	基準上必要なサービス提供責任者の数が2人以下の事業所で、常勤のサービス提供責任者を配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。	—	—	—	○	P.33

※2、3 特定事業所加算(II)の人材要件については、⑧（※2）又は⑨及び⑩ア（※3）のどちらかを満たしていればよい。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《 重度障害者対応要件 》 （対象：居宅介護・同行援護・行動援護）

番号	算定要件（概要）	I	II	III	IV	詳細
⑪ア	<p>（居宅介護） 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）並びに重症心身障害児及び医療的ケア児※4の占める割合が30%以上である。</p> <p>（同行援護） 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）の占める割合が30%以上である。</p> <p>（行動援護） 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）及び行動関連項目合計点数が18点以上である者※4の占める割合が30%以上である。</p>	○	—	○	—	P. 34 ・ P. 37

※4 令和6年3月31日時点で特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置あり

1. 各種加算について

特定事業所加算

≪ 重度障害者対応要件 ≫ (対象：居宅介護・同行援護・行動援護)

番号	算定要件（概要）	I	II	III	IV	詳細
⑪イ	<p>(居宅介護) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）及び重症心身障害児等※4の占める割合が50%以上である。</p> <p>(同行援護) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）の占める割合が50%以上である。</p> <p>(行動援護) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）※4の占める割合が50%以上である。</p>	—	—	—	○	P. 35 ・ P. 37

※4 令和6年3月31日時点で特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置あり

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》（対象：重度訪問介護）

番号	算定要件（概要）	I	II	III	詳細
①	従業者ごとに研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。	○	○	○	P.13
②	従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的に行う又はサービス提供責任者が従業者に対して個別に技術指導等を目的とした研修を必要に応じて行っている。	○	○	○	P.16 ～ P.17
③	サービス提供責任者が従業者に対して、毎月定期的に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達している（変更があった場合を含む）。	○	○	○	P.21 ～ P.22
④	全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に行っている。	○	○	○	P.23
⑤	緊急時等における対応方法を利用者に明示している。	○	○	○	P.24
⑥	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。	○	○	○	P.25
⑦	常時、従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っている。	○	○	○	P.27

1. 各種加算について

特定事業所加算

≪人材要件≫（対象：重度訪問介護）

番号	算定要件（概要）	I	II	III	詳細
⑧	有資格者等の割合に関する要件を満たしている。	○	● ※1	—	P.28 ～ P.29
⑨	サービス提供責任者の実務経験に関する要件を満たしている。	○	● ※2	—	P.30 ～ P.31
⑩	複数のサービス提供責任者の配置が必要な場合、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置している。	○	● ※2	—	P.32

※特定事業所加算(II)の人材要件については、⑧（※1）又は⑨及び⑩（※2）のどちらかを満たしていればよい。

1. 各種加算について

特定事業所加算

≪ 重度障害者対応要件 ≫ （対象：重度訪問介護）

番号	算定要件（概要）	I	II	III	詳細
⑪	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）の占める割合が50%以上である。※3	○	—	○	P.36 ～ P.37

※3 令和6年3月31日時点で特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置あり

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 (対象：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

①計画的な研修の実施 ※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定する場合のみ該当

ア 全ての従業者(登録を含む。以下同じ。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。

《加算算定に必要な記録の例》

- ・すべての従業者の研修計画（個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めたもの）
- ・上記の研修計画に基づいた研修の実施記録（実施日時、実施内容、研修報告等）

《留意事項通知一部抜粋》

○「従業者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 （対象：居宅介護・同行援護・行動援護）

①計画的な研修の実施 ※特定事業所加算（Ⅳ）を算定する場合のみ該当

イ 全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

《加算算定に必要な記録の例》

- ・すべてのサービス提供責任者の研修計画（個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めたもの）
- ・上記の研修計画に基づいた研修の実施記録（実施日時、実施内容、研修報告等）

《留意事項通知一部抜粋》

○「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス提供責任者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、サービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 （対象：居宅介護・同行援護・行動援護）

- ②**従業員の技術指導等を目的とした会議の定期的開催** ※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定する場合該当
利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

《加算算定に必要な記録の例》

- ・ 会議の議事録（開催日時、開催場所、出席者、会議の内容等）

《留意事項通知一部抜粋》

- サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業員のすべてが参加するものでなければならない。
- 全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。
- 会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 （対象：重度訪問介護）

②従業員の技術指導等を目的とした会議の定期的開催又は研修の実施

※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定する場合該当

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

《加算算定に必要な記録の例》

- ・ 会議の議事録（開催日時、開催場所、出席者、会議の内容等）

《留意事項通知一部抜粋》

- サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業員のすべてが参加するものでなければならない。
- 全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 （対象：重度訪問介護）

②従業者の技術指導等を目的とした会議の定期的開催又は研修の実施

※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定する場合該当

※研修の実施について

- 利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所が該当。（それ以外は非該当）
- サービス提供責任者が従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。

《留意事項通知 一部抜粋》

○年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、要件のうち「又はサービス提供責任者が従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用するものとし、必ずしも毎月開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況の概要を記録すること

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 （対象：居宅介護・同行援護・行動援護）

- ③文書等による指示及びサービス提供後の報告 ※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定する場合該当
サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けること。

《加算算定に必要な記録の例》

・毎回のサービス前に、サービス提供責任者から従業者へ文書等により伝達した留意事項の記録

※「前回のサービス提供時の状況」については、サービス提供に入る前に毎回伝達しなければならない。

・毎回のサービス提供後、従業者からサービス提供責任者へ報告したサービス提供に関する事項の記録

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 （対象：居宅介護・同行援護・行動援護）

《留意事項通知一部抜粋》

○「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のA D L や意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りる。

○「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、F A X、メール等によることも可能。

○従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 （対象：居宅介護・同行援護・行動援護）

《留意事項通知一部抜粋》

- サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 (対象：重度訪問介護)

③文書等による指示 ※特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定する場合該当

サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。

《加算算定に必要な記録の例》

- ・毎月の、サービス提供責任者からヘルパーへ文書等により伝達した留意事項の記録

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 （対象：重度訪問介護）

《留意事項通知一部抜粋》

- 「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。
 - ・ 利用者の A D L や意欲
 - ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
 - ・ 家族を含む環境
 - ・ 前月のサービス提供時の状況
 - ・ その他サービス提供に当たって必要な事項
- 「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、F A X、メール等によることも可能。
- 「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 (対象：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

④**全ての従業者に対して定期健康診断を実施すること** ※特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定する場合該当

《加算算定に必要な記録の例》

- ・従業者全員の健康診断の実施記録
- ・健康診断の実施計画、従業者への実施案内等(事業主の費用負担がわかる書類)
- ・未受診者に関する受診計画

《留意事項通知一部抜粋》

○健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 （対象：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

⑤緊急時における対応方法が利用者に明示されていること

※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定する場合該当

《加算算定に必要な記録の例》

- ・緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書（重要事項説明書等）

《留意事項通知一部抜粋》

- 「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《**体制要件**》 （対象：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

⑥**新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること**

※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定する場合該当

《**加算算定に必要な記録の例**》

- ・新規採用従業者及び同行者の氏名、研修実施日時、研修内容等を記載した記録

《**留意事項通知一部抜粋**》

○「熟練した従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者）が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 (対象：行動援護) ※特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定する場合該当

⑦医療・教育等の関係機関との連携

※令和6年3月31日時点で特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置あり。

《留意事項通知一部抜粋》

- 行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付にあたっては、あらかじめ当該利用者又は家族等の同意を得て、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関の職員と連絡調整を行い、支援に必要な利用者に関する情報の提供を受けた上で行うこと。
- 直接、関係機関への聞き取りが難しい場合は、家族や相談支援専門員等を通じて必要な情報の提供を受けること。
- また、支援に必要な利用者の情報の提供を受けた場合には、相手や日時、その内容の要旨及び行動援護計画等に反映させるべき内容を記録しておくこと。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《体制要件》 (対象：重度訪問介護) ※特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定する場合該当

⑦サービス提供に当たり、常時、従業員の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。

《加算算定に必要な記録の例》

○サービス提供実績記録票など、夜間、深夜、早朝のどの時間帯においてもサービス提供していることがわかるもの

《留意事項通知一部抜粋》

○「常時、従業員の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、運営規程に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに従業員の派遣が可能となって事業所をいう。

○届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《人材要件》 （対象：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

⑧有資格者等の割合に関する要件を満たしている。

※特定事業所加算（Ⅰ）の場合必須、（Ⅱ）を算定する場合選択

次のいずれかの要件を満たすこと

居宅介護従業者要件

(ア)従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上

(イ)従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上

(ウ)前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上

(エ)従業者のうち同行援護従業者養成研修の課程を修了した者及び国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が100分の30以上（同行援護のみ）

(オ)障害者総合支援法第78条第1項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものの占める割合が100分の20以上であること。（同行援護のみ）

1. 各種加算について

特定事業所加算

《人材要件》 （対象：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

《留意事項通知一部抜粋》

○介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合について

前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

○「常勤の従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の従業者が対象となる。

○「常勤の従業者」とは、事業所で定めた勤務時間（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）のすべてを勤務している従業者をいう。

○前年度の実績が6月に満たない事業所については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

○前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《人材要件》 （対象：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

※特定事業所加算（Ⅰ）の場合必須、（Ⅱ）を算定する場合選択

⑨サービス提供責任者の実務経験に関する要件を満たしている。

サービス提供責任者要件

（居宅介護）

全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者であること。

（同行援護）

全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者であること。

（行動援護）

全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士若しくは5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者又はサービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修の修了者であること※

※令和6年3月31日時点で特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置あり。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《人材要件》（対象：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

※特定事業所加算（Ⅰ）の場合必須、（Ⅱ）を算定する場合選択

⑨サービス提供責任者の実務経験に関する要件を満たしている。

（重度訪問介護）

全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。

《留意事項通知一部抜粋》

○「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

○「5年以上の実務経験を有する実務者研修終了者、介護職員基礎研修終了者若しくは1級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、本要件に含むものとする。

《加算算定に必要な記録の例》

- ・ 資格証
- ・ 実務経験証明書

1. 各種加算について

特定事業所加算

《人材要件》（対象：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

※特定事業所加算（Ⅰ）の場合必須、（Ⅱ）を算定する場合選択

⑩ア 人員基準により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所において、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。

サービス提供責任者要件

《留意事項通知一部抜粋》

○指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすこととなるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならない。

《加算算定に必要な記録の例》

- ・資格証
- ・勤務形態一覧表

1. 各種加算について

特定事業所加算

《人材要件》 （対象：居宅介護・同行援護・行動援護）

※特定事業所加算（IV）を算定する場合該当

⑩イ 人員基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所において、配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。

《留意事項通知一部抜粋》

○指指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数（サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。）を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければならない。

《加算算定に必要な記録の例》

- ・ 資格証
- ・ 勤務形態一覧表

1. 各種加算について

特定事業所加算

《**重度障害者対応要件**》 （対象：居宅介護・同行援護・行動援護）

※特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ）を算定する場合該当

（居宅介護）

前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）並びに重症心身障害児及び医療的ケア児※の占める割合が100分の30以上であること。

（同行援護）

前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）の占める割合が100分の30以上であること。

（行動援護）

前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）及び行動関連項目合計点数が18点以上である者※の占める割合が100分の30以上であること。

※令和6年3月31日時点で特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置あり。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《**重度障害者対応要件**》 （対象：居宅介護・同行援護・行動援護）

※特定事業所加算（IV）を算定する場合該当

（居宅介護）

前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）並びに重症心身障害児等※の占める割合が100分の50以上であること。

（同行援護）

前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）の占める割合が100分の50以上であること。

（行動援護）

前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者※（登録事業所である場合に限る。）の占める割合が100分の50以上であること。

※重症心身障害児及び医療的ケア児については居宅介護のみ。令和6年3月31日時点で特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置あり。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《**重度障害者対応要件**》 （対象：重度訪問介護）

※特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ）を算定する場合該当

前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る。）の占める割合が100分の50以上であること。

1. 各種加算について

特定事業所加算

《**重度障害者対応要件**》 （対象：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

《**留意事項通知一部抜粋**》

○前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

○本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

○前年度の実績が6月に満たない事業所については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

○前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。

、

2. その他

令和6年度報酬改定

居宅介護サービス提供責任者要件について

- ・居宅介護のサービス提供責任者については、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」との暫定措置を設けていたが令和6年3月31日をもって廃止となった。
- ・併せて居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する」措置も廃止となる。

サービス提供責任者の要件

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・~~居宅介護職員初任者研修・介護職員初任者研修＋実務経験3年以上~~ **暫定措置廃止**

2. その他

令和6年度報酬改定

通院等介助の対象要件の見直し

- ・居宅介護の通院等介助について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

